

STOP! 9条改憲のための 国民投票法案

05年11月、自民党は結党50周年の党大会において「新憲法草案」を決定しました。この自民党改憲草案の最大の特徴は、前文から侵略の反省を削除し、戦力不保持を規定した9条2項を削除するなど、改憲の焦点を「恒久平和原則」に絞った点です。



民主党も10月に「憲法提言」を発表しました。「提言」は『「制約された自衛権」を明確にする』とし、国連を通じた軍事活動への参加を明記するなど、自民党の新憲法草案と「共通の土俵」に立っています。

改憲の目的は海外での武力行使

このように海外での武力行使を容認する改憲の動きと、国民の意識とのズレは大きなものがあります。読売新聞(06年4月4日付)の世論調査では、「改憲賛成」は55.5%、「反対」は32.2%ですが、9条改憲には「賛成」39.3%に対し、「解釈や運用で対応」32.6%と「厳密に守る」20.9%をあわせた改憲反対は53.5%と過半数を超えています。

注目されるのは、「改正」と「解釈や運用で対応」の合計71.9%と、「自衛隊の存在を憲法に明確にすべき」(「どちらかといえばそう思う」を含めて)71.2%とがほとんど同じ数字になっていることです。つまり9条の改憲や「解釈や運用」によって自衛隊を公認することには賛成でも、海外で戦争をする軍隊は認めないと見ることができます。

改憲のための国民投票法案が国会に

自民・公明の与党は5月26日、憲法改憲のための国民投票制度と国会法の一部改定を含む「国民投票法案」を国会に提出しました。提出は、憲法施行以来59年、初めてのことです。民主党も同日、国会に「対案」法案を提出しました。法案提出を待っていたかのように、政府は5月30日、米軍と自衛隊の「一体運用」を強める在日米軍再編の日米政府合意の実施を閣議決定しました。このことから明らかなように、アメリカと一体となって海外で戦争できる国づくりのための9条改憲が急がれています。

国民投票法案そのものが違憲

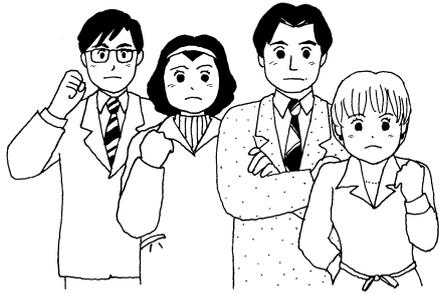
「国民過半数の承認が必要(憲法96条)だから、改憲は簡単にできない」、「憲法に定める手続きは整備しなければ」と考えている人も少なくないかもしれません。



出された国民投票法案は、例えば読売新聞の世論調査結果(9条改憲賛成が約4割)が反映すれば、改憲が成立する「仕組み」が組み込まれています。9条改憲を可能にしたいと考えるからこそ、今の時期に国民投票法案が提出され、9条改憲を確実にするための様々な「仕組み」を国民投票法案に組み込んでいます。主権者・国民の権限さえ侵害する国民投票法案の内容それ自体が違憲です。内容を学び、「戦争する国」への動きをくい止めるたたかいを職場・地域から強めましょう。

国民投票法案

ここが問題!



問題点その1

**国会が「憲法改正」を発議してから60日以後
180日以内で「国民投票」というのは短すぎる**

自民党案でも民主党の案でも「60日から180日以内」となっています。当初、自民党案では「30日以後60日」となっていたようですが、「短すぎる」という世論や、民主党との調整で最長「180日」に延長されました。この国の方向を決める憲法「改正」を問うのですから、国民が「改正(案)」の内容を十分、理解できる時間が保障されることが求められます。2カ月の間にどれだけの事が国民に知らされるのでしょうか。国民の耳と目と口を封じて一気に投票に持って行こうとする意図がうかがえます。

問題点その2

個別投票か、一括投票なのか決められていません



「改正」の条項が複数あった場合、各条文ごとの個別投票にするのか、改定条項の全部について一括投票にするのか、法案には記載されていません。「一括投票」では投票者が一部について賛成、一部について反対という場合、投票の仕方が難しくなり、投票者の意思が正確に反映されない場合もあります。全部に賛成できないからと、白票で投票すれば、自民党案では無効票となってしまいます。国民の意思をきちんと反映させるためには、一つひとつの条文について投票することを明確に定めるべきです。

問題点その3

投票率がどんなに低くても国民投票は成立



憲法を変えるかどうかは国民にとって最も重大な選択です。憲法96条は、「憲法改正は国民投票で過半数の賛成を必要とする」と定めています。「過半数」の分母については、有権者総数、投票総数、有効投票総数などの意見がありますが、できるだけ多くの国民の意見が反映することが「政府への国民の命令書＝憲法」の見直しでは求められます。与党案は、国民投票成立要件となる最低投票率も設けず、「過半数」の分母を棄権票・無効票を除いた有効投票総数としています。与党案によれば、どんなに「賛成」の絶対数が少なくとも憲法「改正」が成立しうるのである。改憲派は、できるだけ低いハードルで国民投票をクリアしようとしています。



問題点その4

公務員の国民投票運動を禁止

国民投票にあたっては、何よりも投票者にできる限りの情報提供がなされ、広く深く国民的議論がなされることが必要です。そのためには、期間の保障とともに表現の自由が最大限尊重されるべきです。基本的に国民投票運動は自由であるとされなければなりません。しかし、与党案では、公務員や教員の「地位利用」が規制され厳罰の対象にされています。公職選挙法に選挙運動禁止規定がありますが、候補者のうちから当選人を選ぶ公職の選挙と国の最高法規である憲法改正の是非を問う国民投票は全く質が違う話です。地位利用と言っても、巨大な国家権力を背景に大企業に対する許認可や立法に関与する高級官僚ならいざ知らず、一般の公務員や教育者はそうした利害をからめることなどできるわけがありません。公務員や教員も国民であり、憲法改正への賛否を明らかにする基本的な権利を有しています。改憲派は、数百万の公務・教育労働者を国民投票運動から排除する効果をねらっています。

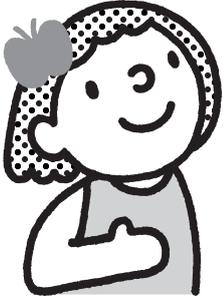
問題点その5

国民投票の投票権は満20歳以上



与党案は、国民投票の投票権の年齢を満20歳以上としています。就職、就学、結婚など社会生活を営む20歳未満の青年層は、自分たちの将来と国のあり方を決める憲法について投票ができません。選挙権年齢を18歳とするのは今や世界の大多数であり、20歳を採用しているのはサミット参加国では日本だけです。有権者年齢は選挙権という主権行使の基本にかかわる問題であり、20歳にとどめることによって20歳未満の青年の人権は侵害されることになるのです。国民的な合意のもとに、投票権の対象範囲を決定すべきです。

一方、「憲法改正投票運動」に未成年者を使うのは「基本的に自由」とされています。改憲派が公選法で禁じられている未成年者の運動を認めるのは、人気タレントも大動員し改憲キャンペーンに利用するねらいがあります。



職場・地域での学習、宣伝、 「9条の会」結成の強化を

① 6月5日から15日の10日間を「憲法・国民投票法案全職場学習強化期間」に設定し、昼休みや退庁後の短時間学習会の開催を呼びかけよう。

② 国民投票法案の動向とかかわって、重要な段階で全労連が提起するとしている「ストライキ」の呼びかけに応えた全職場での「早朝時間外職場集会」が臨機応変に開催できるよう準備をすすめよう。

③ 宣伝、署名、座り込み、デモなど、国民的なアピールができる行動を県労連などとも相談し、各地域で具体化をはかろう。

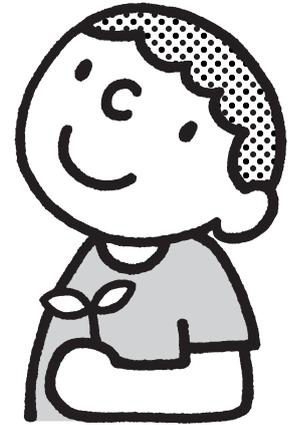
④ 「憲法特別コース」受講者の全員修了を援助するとともに、その協力も得ながら、「憲法の語り部」登録や、職場・地域での「9条の会」結成を引き続き呼びかけよう。

⑤ 毎月の「9の日」宣伝行動を継続・強化しよう。

⑥ 原水爆禁止世界大会や国民平和大行進などのとり組みとも結合して、「9条改憲反対」のとり組み強化をはかろう。また、

あらたにとり組みが開始されている「すみやかな核兵器廃絶のために」署名の集約を集中して進めよう。

⑦ 原水爆禁止世界大会への単組、県国公からの代表派遣を追求し、広島（8月5日）で行われる「国公労働者平和のつどい（仮称）」に参加しよう。



【資料】与党の国民投票法案要旨（「共同通信」5月26日付）

自民、公明両党の「日本国憲法の改正手続きに関する法律案」要旨は次の通り。

【趣旨】憲法九六条に定める憲法改正について、国民投票の手続きを定め、憲法改正の発議の手続きを整備する。

【憲法改正国民投票】

▽投票期日 国民投票は、国会が改憲を発議した日から起算して六十日以後、百八十日以内で国会の議決した日に行う。

▽投票権 日本国民で二十歳以上の者とする。

▽憲法改正案広報協議会 改憲発議があった際、衆院議員、参院議員各十人で構成。改正案や解説、賛成意見や反対意見を掲載した国民投票公報を作成する広報事務を行う。

▽投票用紙 憲法改正案ごとに一人一票。

▽投票方式 賛成のときは「○」、反対のときは「×」の記号を記入する。

▽投票運動の禁止 選挙管理委員会の委員や職員、裁判官、検察官、警察官などは在職中、国民投票運動を禁止。公務員、教育者の地位を利用した運動を禁止。

▽広告放送制限 投票期日前七日からテレビやラジオによる投票に関する広告は放送禁止。

▽公営制度 政党は改憲案に対する意見広告をテレビ、

ラジオ、新聞に無料で出せる。

▽罰則 組織的に多数の投票人に対し、改憲案への賛成や反対の投票を求めて金品の提供などを行った者は、三年以下の懲役または五十万円以下の罰金。公務員が職権を乱用して投票の自由を妨害したときは四年以下の禁固。

▽国民投票の効果 改憲案への賛成投票が有効投票総数の二分の一を超えた場合、国民の承認があったとする。

▽投票無効の訴訟 国民投票に異議がある投票人は中央選挙管理会を被告に、結果の告示から三十日以内に東京高裁に訴訟を提起することができる。

【国会法一部改正】

▽憲法改正の発議 議員が憲法改正原案を発議するには、衆院で議員百人以上、参院では議員五十人以上の賛成が必要。改憲原案の発議は、内容が関連する事項ごとに区分して行う。

▽憲法審査会 日本国憲法を広範、総合的に調査し、改憲原案や改憲手続き法案などを審査するため、各院に憲法審査会を設置。各審査会は両院の合同審査会を開催でき、改憲原案について各院の憲法審査会に勧告できる。

【付則】公布から二年を経過した日から施行する。